

『古事記』研究

——神功皇后の年魚釣りについて——

加村 さとる

一 問題の所在

『古事記』中巻仲哀天皇条の流れを簡潔にまとめると、
以下のようになる。

- (一) 系譜記事
- (二) 仲哀天皇の崩御
- (三) 新羅親征
- (四) 鎮懐石・応神天皇の出産
- (五) 神功皇后の年魚釣り
- (六) 香坂王・忍熊王の反乱
- (七) 氣比大神との名替え
- (八) 酒楽の歌

(二)にあるように、仲哀天皇記では物語の序盤で天皇が崩御するため、物語の大半は仲哀天皇の後である神功皇后、及びその御子応神天皇に纏わる話で構成されている。中西進氏^(注1)や神野志隆光氏^(注2)によれば、仲哀天皇記は応神天皇即位前記としての性格を有するという。本論においては仲哀天皇記が応神天皇即位前記としての性格を持つことを認めつつも、物語内における神功皇后の働きを看過できないことから、当該物語を神功応神物語と捉え、考察を行っていく。

神功応神物語は戦前から多くの研究が重ねられてきた^(注3)。『古事記』唯一の外征譚が語られる点^(三三)や氣比大神との名替えの問題^(七七)など、その内容は多岐にわたる。それにも関わらず、その中で神功皇后の年魚釣りに関しては、未だに定説と言える論が存在しない^(注4)。

神功皇后の年魚釣りは『日本書紀』や『肥前国風土記』においても語られているが、この二書の物語と『古事記』のそれとは性格を異にする。以下、それぞれの該当部分を引く^(注5)。

亦、筑紫の末羅県の玉島里に到り坐して、其の河の辺に御食せし時は、四月の上旬に当りき。爾くして、其の河中の磯に坐して、御裳の糸を抜き取り、飯粒を以て餌と為て、其の河の年魚を釣りき（其の河の名は、小河と謂ふ。亦、其の磯の名は、勝門比売と謂ふぞ）。故、四月の上旬の時に、女人の、裳の糸を抜き、粒を以て餌と為て、年魚を釣ること、今に至るまで絶えず。

〔古事記〕中巻 仲哀天皇条 二四八〜二四九頁

夏四月の壬寅の朔にして甲辰に、北火前国の松浦県に到りまして、玉島里の小河の側に進食したまふ。是に皇后、針を勾げて鉤に為り、粒を取りて餌にして、裳の縷を抜き取りて繒にし、河中の石上に登りて、鉤を投げ祈ひて曰はく、「朕、西、財国を求めむと欲ふ。若し事を成すこと有らば、河の魚鉤を飲へ」とのたまふ。因りて竿を挙げて、乃ち細鱗魚を獲たまひつ。時に皇后の曰はく、「希見しき物なり」とのたまふ。（希見、此には梅豆邏志と云ふ）故、時人、其処を号けて梅

豆邏国と曰ふ。今し松浦と謂ふは訛れるなり。是を以ちて、其の国の女人、四月の上旬に当る毎に、鉤を以ちて河中に投げ、年魚を捕ること、今に絶えず。唯し男夫のみは、釣ると雖も、魚を獲ること能はず。

〔日本書紀〕卷第九 神功皇后撰政前紀仲哀天皇九年四月条 曰一四二〇〜四二二頁

松浦の郡。郷は十一所。（里は廿六） 駅は五所。烽は八所なり。

昔者、氣長足姫の尊、新羅を征伐たむと欲して、この郡に行して、玉嶋の小河の側に進食したまひき。ここに、皇后、針を勾げて鉤と為し、飯粒を餌と為し、裳の糸を繒と為して、河中の石に登りて鉤を捧げて祝ぎて曰りたまはく、「朕れ、新羅を征伐ちてその財宝を求めまく欲りす。その事功成りて凱旋らむには、細鱗の魚、朕が鉤繒を呑め」とのりたまふ。やがて鉤を投げたまひ、片時にて、果してその魚を得たまふ。皇后、曰りたまはく、「甚希見しき物ぞ。（希見をば、梅豆邏志と謂ふ）」とのりたまふ。因りて希見の国と曰ふ。今訛りて松浦の郡と謂ふ。所以に、この国の婦女、孟夏四月には、常に針以て年魚を釣る。男夫は釣ると雖も、獲ること能はず。

〔肥前国風土記〕松浦の郡 三三八〜三三九頁

『日本書紀』や『肥前国風土記』においては、年魚を釣ることが新羅親征の成否を占うための誓約とされ、物語に整合性が持たされていることが見て取れる。それに対し、『古事記』の年魚釣りの物語は新羅親征とは全く関連付けられず、「まったく前後から遊離したエピソード」^(注6)とさえ言われる。

前述した如く、神功応神物語は応神天皇即位前記としての性格を有する。そのような物語のなかで、母である神功皇后が年魚を釣った話を語ることの意義は何なのか。本論では物語全体の構造やテーマ、及び他の物語との比較検討を通して、神功皇后の年魚釣りの位置づけとその意義を明らかにしていきたい。

二 釣り糸として使われた「裳」

『古事記』では、「四」鎮懐石・応神の出産と「五」神功皇后の年魚釣りは、以下のように「亦」という助詞でもって一続きに語られている。

故、其の政未だ竟らぬ間に、其の懐妊めるを産むとき
に臨みて、即ち御腹を鎮めむと為て、石を取りて御裳
の腰に纏きて、竺紫国に渡るに、其の御子は、あれ坐
しき、故、其の御子を生みし地を号けて宇美と謂ふ。

亦、其の御裳に纏ける石は、筑紫国の伊斗村に在り。
筑紫の末羅島の玉島里に到り坐して、其の河の辺に御
食せし時は、四月の上旬に当りき。爾くして、其の河
中の磯に坐して、御裳の糸を抜き取り、飯粒を以て餌
と為て、其の河の年魚を釣りき（其の河の名は、小河と
謂ふ。亦、其の磯の名は、勝門比売と謂ふぞ）故、四月の
上旬の時に、女人の、裳の糸を抜き、粒を以て餌と為
て、年魚を釣ること、今に至るまで絶えず。

（『古事記』中巻 仲哀天皇条 二四八～二四九頁）

『日本書紀』においてこれらの物語は関連付けられておらず、『古事記』は「亦」で繋ぐことによって二つの物語に関係性を持たせていることが窺える。この点から、『古事記』の年魚釣りを考えるには、まず鎮懐石・応神天皇出産の物語との関わりから考える必要があるだろう。

ここで着目したのが「裳」である。右に引用した『古事記』本文には「裳」の用例が鎮懐石・応神天皇出産において二回、年魚釣りにおいて二回の計四回見受けられる。つまり「裳」は、「亦」で続けた物語における共通項であり、これら一連の物語を読み解く鍵であると考えられるのである。

そこで、まずは『古事記』全体における「裳」の用例を見ていきたい。鎮懐石・応神天皇出産及び神功皇后の年魚釣り以外の「裳」の用例は以下の三例である。

《前略》天宇受売命、手次に天の香山の天の日影を繫けて、天の真析を縷と為て、手草に天の香山の小竹の葉を結びて、天の石屋の戸にうけを伏せて、踏みとどろこし、神懸り為て、胸乳を掛き出だし、裳の緒をほとに忍し垂れき。爾くして、高天原動みて、八百万の神共に咲ひき。

〔古事記〕上卷 天照大御神と須佐之男命条

六四（六五頁）

故、大毘古命、高志国に罷り行きし時に、腰裳を服たる少女、山代の幣羅坂に立ちて、歌ひて曰はく、御真木入日子はや 御真木入日子はや 己が緒を盗み殺せむと 後つ戸よ い行き違ひ 前つ戸よ い行き違ひ 窺はく 知らにと 御真木入日子はや 是に、大毘古命、怪しと思ひて、馬を返し、其の少女を問ひて曰ひしく、「汝が謂へる言は、何の言ぞ」といひき。爾くして、少女が答へて曰はく、「吾は、言ふこと勿し。唯に歌を詠はむと為つらくのみ」といひて、即ち其の所如も見えずして、忽ちに失せにき。

〔古事記〕中卷 崇神天皇条 一八八（一八九頁）

是に、天皇、其の御子の建く荒き情を惶りて詔はく、「西の方に熊曾建二人有り。是、伏はず礼無き人等ぞ。

故、其の人等を取れ」とのりたまひて、遣しき。此の時に当りて、其の御髪を額に結びき。爾くして、小碓命、其の姨倭比売命の御衣・御裳を給はりて、劍を御懐に納れて、幸行しき。

故、熊曾建が家に到りて見れば、其の家の辺にして、軍、三重に囲み、室を作りて居りき。是に、「御室の樂を為む」と言ひ動みて、食物を設け備へき。故、其の傍を遊び行きて、其の樂の日を待ちき。

爾くして、其の樂の日に臨みて、童女の髪之如く、其の結へる御髪を梳り垂れ、其の姨の御衣・御裳を服て、既に童女の姿と成り、女人の中に交り立ちて、其の室の内に入り坐しき。

〔古事記〕中卷 景行天皇条 二二六（二二九頁）

一つ目の用例は、アマテラスが籠っている天の石屋の前で、アマノウズメが神懸りする場面である。神懸りしたウズメは胸を出し、ホト、すなわち女陰を露わにする。本居宣長^{（注）}は、「裳」に関しては「毛比毛と訓べし。〔書紀の訓に依れり。〕裳を結る紐なり。」とあるのみで、胸やホトを出している理由に重きを置き、「正心を失て、物に狂ふ状をなすなり。〔これ即神懸の状なり。〕」、「凡て此神の、人に耻ずてかかる態どもを爲るぞ、宇受賣の名に負る強悍にありける。」と述べているだけである。『新編日本古典文

学全集』の頭注も「裳」には全く触れず、「女陰の露出は邪気を払うための呪術的意味がある」と述べるのみである。よって、「裳」の紐を垂らすとしている点を考察する必要があるだろう。

二つ目の用例は、崇神天皇の御世、オオビコノミコトが高志国に下った際に「腰裳を服たる少女」に出会ったという話である。この少女は歌でもって神の意向を伝えていると考えられる。『日本書紀』崇神天皇条にも崇神天皇の危険を知らせる歌を歌う少女が登場するが、そこでは「腰裳」を着ているとは書かれていない。『古事記』の物語では、「大毘古の命に危急をしらせたのが腰裳服せる少女であったとするとところに」^(注8)意味を持たせていると考える。

三つ目の用例は、ヤマトタケルが景行天皇の命を受けてクマソタケルを征伐しにいくにあたり、その前に姨のヤマトヒメから「御衣」と「御裳」を借り、それでもって女装をする場面である。この物語に関しては伊勢神宮神威譚やヤマトヒメ靈威譚としての性格を有することなどが既に論じられている^(注9)。『日本書紀』のヤマトタケルの物語では、西征に際して、「裳」をヤマトヒメから渡されたという記述はない^(注10)。『古事記』の物語においては、姨ヤマトヒメの「裳」でもって女装をすることでヤマトタケルは力を

得ることができた、と考えてよいであろう。これら三つの用例及び神功応神物語の「裳」の用例を比

較したとき、「裳」の持ち主である神功皇后・アメノウズメ・「腰裳服たる少女」・ヤマトヒメの四者には共通点があるように思われる。それはこれらの女性が巫女的性格を有し、さらにその力でもって、物語の核となる人物を援助する役割を有しているという点である。加えて、これらの女性はその核となる人物と婚姻関係を結ばずして援助をするという点も注目すべきであろう。

西郷信綱氏^(注11)、阪下圭八氏^(注12)、倉塚暁子氏^(注13)によれば、『古事記』において天つ神の場合は国つ神の女と、天皇の場合は豪族の女と婚姻関係を結ぶことは聖婚であるとされ、天皇にとつて聖婚をすることは、即位儀礼の一環であり、天皇家の支配を拡大することであるという。つまり、天皇にとつて聖婚の相手となる豪族の女は、力を与えてくれる存在なのである。アメノウズメ、「腰裳を服たる少女」、ヤマトヒメ、そして神功皇后の四者は、この聖婚を経ずして、物語の中心人物を援助する役割を担っているのである。

ところで、『日本書紀』の「裳」の用例は、こうした『古事記』の用例とは性格を異にする。その用例として仁徳紀及び天武紀の例を挙げる。

爰に皇后、奏言したまはく、「雌鳥皇女、寔に重罪に当れり。然れども其の殺さむ日に、皇女の身を露にせ

むことを欲せず」とまをしたまふ。乃因りて雄鯽等に勅したまはく、「皇女の齎てる足玉・手玉をな取りそ」とのたまふ。雄鯽等追ひて菟田に至り、素珥山に迫む。時に草中に隠れ、僅に免れること得て、急く走けて山を越ゆ。是に皇子、歌して曰く、

梯立の 嶮しき山も 我妹子と 二人超ゆれば 安
蓆かも

といふ。爰に雄鯽等、免れぬることを知りて、急く伊勢の蔣代野に追ひ及きて殺す。時に雄鯽等、皇女の玉を探り、裳中より得つ。乃ち二王の屍を以ちて、廬杵河の辺に埋みて、復命す。皇后、雄鯽等に問はしめて曰はく、「皇女の玉を見きや」とのたまふ。対へて言さく、「見ず」とまをす。

是の歳に、新嘗の月に当りて、宴会の日を以ちて、酒を内外命婦等に賜ふ。是に近江の山君稚守山が妻と采女磐坂媛と、二女の手に良き珠纏けり。皇后、其の珠を見たまふに、既に雌鳥皇女の珠に似れり。則ち疑ひて、有司に命して、其の玉を得たる由を問はしめたまふ。対へて言さく、「佐伯直阿俄能胡が妻の玉なり」とまをす。仍りて阿俄能胡を推鞠ひたまふ。対へて曰さく、「皇女を誅しし日に、探りて取りき」とまをす。即ち阿俄能胡を殺さむとしたまふ。是に阿俄能胡、乃ち己が私地を献りて、死を免れむと請ふ。故、其の地

を納れて、死罪を赦したまふ。是を以ちて、其の地を号けて、玉代と曰ふ。

〔日本書紀〕卷第十一 仁徳天皇四十年二月条
〔五四〇六一頁〕

丙戌に、多禰島に遣はしし使人等、多禰國の図を貢る。其の國、京を去ること五千余里、筑紫の南の海中に居り。髪を切り草の裳き、梗稲常に豊にして、一たび薙ふ兩たび収む。土毛は支子・莞子、及種々の海物等多し。是の日に、若弼、國に帰る。

〔日本書紀〕卷第二十九 天武天皇十年八月条
〔三四一〇〜四一一頁〕

仁徳紀に見えるメトリノミコは「寔に重罪に当」る言動をとつたとされるが、傍線箇所を通り「裳」の持ち主とされる。『古事記』にもメトリノミコに纏わる話が載せられているが、そこには「裳」の記載はない。また、天武紀の例は「多禰島」に纏わる話であるが、これもまた『古事記』の例とは異なる意識で「裳」が用いられていることが見てとれる。つまり、『日本書紀』の「裳」の持ち主は必ずしも援助の役割を付されるわけではないのに対し、『古事記』の「裳」の持ち主は、四者ともこの条件を満たしているのである。

以上のことから、『古事記』神功応神物語においては神功皇后が「裳」の持ち主とされ、応神天皇への援助を果たす役割を付されていることが明らかとなった。次に、神功皇后から応神天皇への援助の仔細を見ていきたい。

三 産後も続く援助の役割

神功皇后から応神天皇への援助は出産以前から始まる。神功皇后は応神天皇を身籠った身体で新羅親征へと赴くが(一三)、その功績は系譜記事に

又、息長帯比売命(是は、大后ぞ)を娶りて、生みし御子は、品夜和気命。次に、大軻和気命、亦の名は、品陀和気命(二柱)。此の太子の御名を大軻和気命と負せし所以は、初め、生める時に、軻の如き穴、御腕に生りき。故、其の御名を著けき。是を以て知りぬ、腹に坐して国を平げつることを。

『古事記』中巻 仲哀天皇条 二四〇～二四一頁

とあることから、応神天皇のものとして語られていることが分かる。

また、出産後も援助は続く。例えば、「六」香坂王・忍熊王の反乱に際しては、以下のように神功皇后が自ら喪船

の計略を立てる。

是に、息長帯日売命、倭に還り上る時に、人の心を疑ひしに因りて、一つ喪船を具へて、御子を其の喪船に載せて、先づ、「御子既に崩りましぬ」と言ひ漏さしめき。

『古事記』中巻 仲哀天皇条 二四八～二四九頁

そして気比大神との名替えを終え、「倭」へと帰還した応神天皇に対し、神功皇后は「待酒」を献上し「酒楽の歌」を詠む(注4)。

是に、還り上り坐しし時に、其の御祖息長帯日売命、待酒を醸みて献りき。爾くして、其の御祖の御歌に曰はく、

この御酒は 我が御酒ならず 酒の司 常世に坐す

石立たす 少御神の 神寿き 寿き狂し 豊寿き

寿き廻し 奉り来し御酒ぞ 止さず飲せ ささ

如此歌ひて、大御酒を献りき。爾くして、建内宿禰命、御子の為に答へて、歌ひて曰はく、

この御酒を 醸みけむ人は その鼓 白に立てて

歌ひつつ 醸みけれかも 舞ひつつ 醸みけれかも

この御酒の 御酒の あやに甚楽し ささ

此は、酒楽の歌ぞ。

〔『古事記』中巻 仲哀天皇条 二五四～二五五頁〕

さて、この神功皇后の出産後の援助については、『古事記』の他の物語と様子が異なる。というのも、『古事記』の他の出産の場面が描かれた女性は出産以降、その産んだ子との関わりが描かれないのである。

例えば、二ニギと一宿婚で子を生じたコノハナノサクヤビメについて、生まれたホデリとホヨリは海幸山幸の話で有名だが、海幸山幸の話の中でコノハナノサクヤビメの名が出てくることはない。また、ホヨリの結婚相手となるトヨタビメもまた、出産の場面が描かれる登場人物の一人であるが、コノハナノサクヤビメ同様に出産以降は物語に登場しない。

垂仁記に語られるサホビメの出産に関しては、出産後もサホビメと天皇との問答が語られ、その中には御子であるホムチワケの名付けに関するものもある。しかし、神功皇后の応神天皇への関わり方と比較すると、サホビメのホムチワケへの態度は決して積極的とは言えないだろう。

これらの例に対し、先に見た如く、神功皇后は出産以降も応神天皇と積極的に関わり援助を行っているのである。ここで重要であるのが、応神天皇出産の直後であり、かつ異母兄弟の反乱の直前に神功皇后の年魚釣りが語られてい

るということである。つまり、出産と出産後の援助との間に年魚釣りが描かれたことに大きな意味があるのではなからうか。

四 「裳」で釣りをすることの意義

ここで改めて、「裳」に着目したい。前掲のように、神功応神物語において「裳」は鎮懐石・応神天皇出産の物語と神功皇后の年魚釣りの物語とに記載がある。鎮懐石・応神天皇出産の物語においては、神功皇后がその御腹を鎮めるにあたり用いられた「石」にばかり注目されてきた。しかし、『古事記』のこの物語を見ると、二度も「裳」に「石」を「纏」いた、とされている点を見逃すべきではないだろう。

また、前述したように鎮懐石・応神天皇出産と神功皇后の年魚釣りとは「亦」という助詞でもって一連の物語として扱われ、「裳」という共通項を介している。すなわち『古事記』は、出産の際に用いた「裳」で釣りをすることに、何らかの意味を持たせていると推察することができるのである。

前章で述べたように、神功皇后の年魚釣りは出産の直後、かつ異母兄弟の反乱の物語の直前に語られている。ここから想起されるのは出産の穢れとの関連だ。出産に用いた「裳」を河に垂らすことにより、出産の穢れを清める禊

に準ずる行為であると考えるのである。

釣れた魚が年魚であったという点も重要であろう。神功皇后が「裳」を垂らした河を、『古事記』は「其の河の名は、小河と謂ふ。」としている。本居宣長^{〔注15〕}は「小河」について、「小は小長谷・小筑波など云小にて、称云辭なり。〔必しも小き由には非ず。〕小河と云る例も多し。小田・小野・小濱など云類なり。〔萬葉に、小国・小里・小林・小峯などもあり。〕と述べ、「小」は美称であるとした。つまり、この河は清流であると考えられるのである。また、『風土記』には次のような記事が載せられている。

郡の北二里に、山田の里あり。多に墾田を為れり。因りて以て名づく。あらゆる清河は、源、北の山に發り、近く郡家の南を経て、久慈の河に会ふ。多に年魚を取る。大きき腕のごとし。その清河の潭を、石門と謂ふ。

〔常陸国風土記〕久慈の郡 四〇八〜四一頁

田河の郡。

鹿春の郷。郡の東北のかたにあり。

この郷の中に河ありて年魚在めり。その源は郡の東北のかたなる杉坂山ゆ出づ。直に正西を指して流下り、真漏の河に湊会へり。この河の瀬、清淨し。因りて清河原の村と号けけり。今、鹿春の郷と謂ふは訛れるな

り。

〔豊前国風土記〕逸文（甲類） 五四八〜五四九頁

ここに挙げた三例はいずれも、清流とされる河に年魚がいることを示す記事となっている。『風土記』には産物としてその河でどのような魚がとれるかを示す記事が多いが、先に引用した三例のように、清流である河にいると記される魚は年魚以外にはなかった^{〔注16〕}。このことから、年魚は澄んだ河にいるという認識が時人であったと考えられる。『風土記』の記事であてはまるのが、『古事記』において必ずしもあてはまるわけではないが、参考にすることはできるのでないだろうか。当時の人々にとって、年魚のいる河は清流であるという認識があったことを考えあわせると、神功皇后は出産の穢れの附着した「裳」を清流に垂らすことによって、その穢れを清める禊に準ずる行為をおこなったと考えることができるのである。

さらに言えば、神功皇后は「裳」に附着した出産の穢れを清めたことよって、年魚を釣り上げることができたと考えることもできよう。すなわち、年魚が釣れたのは援助の象徴である「裳」に附着した穢れを清めた証なのである。そして、前述したように年魚釣りの直後に、異母兄弟の反乱が語られることから、年魚が釣りあげられたことは、反乱の鎮圧の予兆、すなわち瑞祥であるとも考えられるので

ある。

しかし、この考えには依然として大きな課題が二つある。一つは本文中に誤を行ったとの記述のないこと、そしてもう一つは、『古事記』編纂当時に出産の穢れに対する認識はいかがであったのか、ということである。後者の課題に関して、『古事記』編纂当時においては出産の穢れを認識していなかったとする先行論がある。その代表的なものとして長田愛子氏^(注17)の説をここで挙げる。

氏は次に挙げる上巻のトヨタマビメ出産の場面について考察を行っている。

是に、海の神の女豊玉毘売命、自ら参る出でて白しし
く、「妾は、已に妊身みぬ。今産む時に臨みて、此を
念ふに、天つ神の御子は、海原に生むべくあらず。故、
参る出で到れり」とまをしき。爾くして、即ち其の海
辺の波限にして、鵜の羽を以て葺草と為て、産殿を造
りき。是に、其の産殿を未だ葺き合へぬに、御腹の急
かなるに忍へず。故、産殿に入り坐しき。
爾くして、方に産まむとする時に、其の日子に白して
言ひしく、「凡そ他し国の人は、産む時に臨みて、本
つ国の形を以て産生むぞ。故、妾、今本の身を以て産
まむと為。願ふ、妾を見ること勿れ」といひき。是に、
其の言を奇しと思ひて、窃かに其の方に産まむとする

を伺へば、八尋わにと化りて、匍匐ひ委虵ひき。即ち
見驚き畏みて、遁げ退きき。爾くして、豊玉毘売命、
其の伺ひ見る事を知りて、心恥しと以為ひて、乃ち其
の御子を生み置きて、白さく、「妾は、恒に海つ道を
通りて往来はむと欲ひき。然れども、吾が形を伺ひ見
つること、是甚忤し」とまをして、即ち海坂を塞ぎて、
返り入りき。是を以て、其の産める御子を名けて、天
津日高日子波限建鵜葺草葺不合命と謂ふ。

〔古事記〕上巻 日子穗々手見命と鵜葺草葺不合
命条 一三四―一三七頁)

長田氏は、ホマリに見られたトヨタマビメが「心恥し」と思うことに関して、「女性にとつて出産時の姿を見られることは、豊玉毘売の言葉に「心恥し」とあるように、一般的に恥しいことであり、それが強い「禁忌」にあたることは考えにくい」と述べられる。また、産屋に関しては、「神や天皇の出産記事が多いことから」、「産屋」には非日常的な神聖な場所という意味がある」と捉え、記紀編纂時の妊娠・出産への穢れ意識はないと結論付けている。

長田氏の研究は出産を穢れと規定したのが『西宮記』所収の『弘仁式』逸文及び『延喜式』^(注18)の頃からであったことから、『古事記』の記述において、基本的には編纂段階の「穢」意識が強く作用しているとみなしながら、『延

喜式』の「穢」規定に当たる女性の穢れ観がみられるか」を分析している。

しかし、『古事記』と『延喜式』の成立とでは、約二〇〇年の差がある。長田氏自身が述べているように、穢れの定義は「どの時代においても常に当てはまるものではなく、「穢」の概念はそれぞれの時代の歴史的背景とのかわりで、厳密かつ慎重に定義しなければならぬ」とあって、『延喜式』の規定に当てはまらないからといって、記紀編纂当時に穢れの意識がなかったと断定するべきではないだろう。

また岡田重精氏^(注19)は記紀の出産の場面からは、「これを忌避する局面を積極的に表明する記事は認められ」ず、「出産を穢としまた忌むべきものとして積極的に規定するのは『弘仁式』以降」としながらも、トヨタマジメの出産の場面における「妾を見ること勿れ」という台詞は「出産警見の禁忌」に基づく発言であると考え、出産を「日常的な場から隔離されなければならぬ非日常的な畏るべき事象」と捉えた。また、出産からの忌避を間接的に推定させるものとして産屋を挙げ、「邪悪を祓い危険を防御して出産を守護するのを第一義とし」、「そのために隔離した仮屋を設けたという見方もできそう」だと述べる。

岡田氏の「日常的な場から隔離されなければならぬ非日常的な畏るべき事象」が出産であったという考え方は、本

論の「神功皇后の年魚釣りが禊に準ずる行為である可能性」という主張を、より強めてくれるものである。神功皇后は「日常的な場から隔離されなければならぬ非日常的な畏るべき事象」である出産で用いられた「裳」を禊ぎ清める必要性があった。清めたことで年魚を釣り上げることができたと考えることもできるだろう。

年魚釣りが禊である可能性を示したが、現段階ではこの主張は十分とは言えず、特に「禊」あるいはそれに準じる表現を用いずに「裳」を清めたとすれば、それは我々のイメージする「禊」と同じものであるのかという疑問も生じる。これらの点に関して、さらに考察を重ねる必要があると考えている。

五 おわりに

本論においては未だ課題が残るものの、神功皇后の年魚釣りに関して新たな知見から考察を行うことができたように思う。『古事記』の「裳」の持ち主が援助の役割を果たし、神功皇后もこの条件に当てはまること、そして直前に語られた出産の物語との関連のなかで読むべきものであり、出産の穢れを清める禊に等しい行為として釣りをしたと物語っている可能性を示した。以上の点を成果として本論の帰結としたい。

(注1) 中西進『古事記を読む3 大和の大王たち』(一九八六年一月、角川書店)

(注2) 神野志隆光「応神天皇の物語―天皇の世界の秩序の確立―」『古事記研究大系6 古事記の天皇』、一九九四年八月、高科書店

(注3) 明治期から昭和四〇年代までの神功皇后に関する研究については、所功「現代における神功皇后―研究文献の要約」(『神功皇后』、一九七二年五月、皇学館大学出版部)に詳しい。
(注4) 神功皇后の年魚釣りに関する先行研究として参照したものは以下の通りである。

倉塚暉子「胎中天皇の神話」(『古代の女』(一九八六年六月、

平凡社)、初出:「胎中天皇の神話(中)」(『文学』50(3)、一九八二年三月)

林田洋子「アユをめぐる伝承―宮廷讃歌の一表現と大伴氏―」(『國學院雑誌』72(12)、一九七一年二月)

西郷信綱『古事記注釈』3(一九八八年八月、平凡社)

三浦佑之「生産・労働・交易」(『漁撈』の項)(古橋信孝「編

』ことばの古代生活誌』、一九八九年一月、河出書房新社)

三浦佑之氏は、その後、「年魚を釣るオキナガトラシヒメ―アユ釣りの起源と釣り針―」(『東アジアの古代文化』137、二〇〇九年一月)を発表しているが、この論文ではワタツミ云々のことに関しては言及していない。

瀧口泰之「神功皇后論―古事記における伝承構成とその素材について―」(『古事記研究大系6 古事記の天皇』、一九九四年八月、高科書店)

これらの研究は本論を書くにあたり多くの示唆に富む内容であったが、紙面の都合上割愛させていただいた。

(注5) 本文引用に際しては『古事記』『日本書紀』『肥前国風土記』のいずれも『新編日本古典文学全集』に依拠し、括弧内に巻や頁数等を示した。

(注6) 倉塚暉子「胎中天皇の神話」(『古代の女』(一九八六年六月、平凡社)、初出:「胎中天皇の神話(中)」(『文学』50(3)、一九八二年三月)

(注7) 本居宣長『古事記伝』2(一九三〇年、日本名著刊行会)

(注8) 尾崎暢殃『古事記全講』(一九六六年四月、加藤中道館)

(注9) 直木孝次郎「ヤマトタケル伝説と伊勢神宮」(『日本古代の氏族と天皇』、一九六四年十二月、塙書房)

金井清一「ヤマトタケル物語と伊勢神宮神威譚―鍛冶技術民伝承の観点から―」(『文学』35(7)、一九六七年七月)

吉井巖「ヤマトタケル物語形成に関する一試案」(『天皇の系譜と神話』1、一九六七年十一月、塙書房)

(注10) 倉塚暉子「伊勢神宮の由来」(『古代の女』(一九八六年六月、平凡社)、『文学』41(3)、(4)一九七三年三月、四月) 初出

『日本書紀』のヤマトタケルは、熊襲征伐に際してヤマトヒメの元を訪れず、女装の場面にについては、「是に日本武尊、髪を解き童女の姿に作りて」(『日本書紀』巻第七 景行天皇二十七年十二月 四二六六頁)とあるのみである。

(注11) 西郷信綱『古事記の世界』(一九六七年九月、岩波書店)

(注12) 阪下圭八「聖婚・歌垣・国見―古代歌謡の世界―」(『伝統と現代』15、一九七二年五月、『初期万葉』所収。一九七八年五月、平凡社)

(注13) 倉塚暉子「胎中天皇の神話」(『古代の女』(一九八六年六月、

平凡社)、初出は「胎中天皇の神話(中)」「文学」50(2)、一九八二年二月)。

(注14) 以下、「待酒」や「酒楽の歌」に関する先行研究を簡潔にまとめる。

・倉塚暉子「胎中天皇の神話」(『古代の女』(一九八六年六月、平凡社)、初出は「胎中天皇の神話(上)」「文学」50(2)、一九八二年二月)。

「マチには待つのでなく、呪的な予兆の意もあるから、巫女的性格をもつ母にふさわしく、成人して帰ってくる太子を呪的に予祝するための酒でもあったのだろうか」

・中西進「古事記を読む3 大和の大王たち」(一九八六年一月、角川書店)

「巡業を終えた人間が大和に帰ってきて即位する。それに先立ち、待ち受けて酒を飲むという儀式があったと考えたい」「待酒」を飲むことが「即位に必要な儀礼」であるとする。

・久富木原玲「神功、応神神話と八十島祭―武内宿禰の造型を通して―」(『日本文学』40(12)、一九九一年十二月)

酒楽の歌の物語の次には既に応神天皇の御世が語られる点から、「酒楽歌はただ単に成人を祝うものではなく、即位を記念する歌という意味ももつ」とする。

先行研究を参考に考えると、「待酒」を献上し「酒楽の歌」を詠むことは応神天皇への援助の一つであると考えられるだろう。

(注15) 本居宣長『古事記伝』4(一九三〇年、日本名著刊行会)

(注16) ジャパンナレッジを用いて『風土記』中の「川」および「河」の記事を検索し、それらのすべてに目を通した。尚、清流と示されるが年魚の記載がないもの、及び、魚がいるとさ

れるが清流であるとの記載のない記事は存在する。

(注17) 長田愛子「古代日本における女性穢れ観の成立とジェンダー―「記紀」の「穢」に関する記述の分析から―」(『総合女性史研究』22、二〇〇五年三月)

(注18) 以下、「弘仁式」逸文及び「延喜式」の記載を引用する。

或記云はく、弘仁式に云はく、穢忌の事に触れ忌むべきは、人の死は卅日を限り、産は七日、六畜の死は五日、産は三日、其の完を喫み及び喪を申ひ、疾を問ふは三日、(『弘仁式』逸文(『西宮記』巻七 定穢事 一五頁))

凡そ穢悪しき事に触れ忌むべきは、人の死は卅日を限り(葬る日より始めて計えよ)、産は七日、六畜の死は五日、産は三日、(鶏は忌む限りに非ず)、其の完を喫るは三日、(此の官は尋常に之を忌め、但し祭事に当たれば、余の司も皆忌め)

(『延喜式』巻三 神祇三 臨時祭 六八頁)

引用に際して、『弘仁式』逸文は故実叢書編集部「編」訂増補 故実叢書 七巻 西宮記第二(一九九三年六月、明治図書出版)を、『延喜式』は黒板勝美・国史大系編修会「共編」新訂増補国史大系 交替式・弘仁式・延喜式前篇(一九八九年四月、吉川弘文館)を参照し、私に書き下した。

(注19) 岡田重精「古代の齋忌―日本人の基層信仰―」(一九八二年

五月、国書刊行会)

(かむら さとる)